

中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成22年度末 要約連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)	平成23年度 中間連結会計期間末 (平成23年9月30日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		185,962	215,595
コールローン		65,000	86,000
債券貸借取引支払保証金		14,405	7,762
買入金銭債権		231,434	132,793
金銭の信託		2,200	2,170
有価証券		9,190,404	9,116,880
貸付金		547,577	557,904
有形固定資産		105,322	186,630
無形固定資産		129,044	126,877
代理店貸		24	-
再保険貸		9,121	6,850
その他の資産		206,907	250,711
繰延税金資産		162,598	163,742
貸倒引当金		△ 1,862	△ 1,716
資産の部合計		10,848,142	10,852,200
(負債の部)			
保険契約準備金		9,968,961	10,007,882
支払準備金		72,795	65,106
責任準備金		9,845,685	9,899,868
契約者配当準備金		50,480	42,907
再保険借		17,943	13,791
その他の負債		480,887	413,213
退職給付引当金		86,994	88,477
役員退職慰労引当金		2,339	1,533
特別法上の準備金		29,070	29,506
価格変動準備金		29,070	29,506
負債の部合計		10,586,195	10,554,405
(純資産の部)			
資本金		47,105	47,105
資本剰余金		96,334	96,334
利益剰余金		84,200	95,432
株主資本合計		227,640	238,871
その他有価証券評価差額金		10,916	△ 2,872
繰延ヘッジ損益		25,765	29,713
土地再評価差額金		△ 2,375	△ 2,375
その他の包括利益累計額合計		34,307	24,466
少数株主持分		-	34,457
純資産の部合計		261,947	297,795
負債及び純資産の部合計		10,848,142	10,852,200

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成22年度 中間連結会計期間	平成23年度 中間連結会計期間
		〔平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで〕	〔平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		661,171	1,060,125
保 險 料 等 収 入	入 益	549,933	880,232
資 産 運 用 金 収 入	入 益	106,002	163,059
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	入 益	89,807	143,845
有 価 証 券 売 却 益	益	2,659	7,344
有 価 証 券 償 還 益	益	1,766	3,450
金 融 派 生 商 品 収 入	益 額	10,427	6,985
貸 倒 の 他 運 用 収 益	益 額	-	1,246
そ の 他 経 常 収 益	益	1,341	186
		5,234	16,833
経 常 費 用		622,723	1,027,318
保 險 金 等 支 払 金	金 額	301,881	584,040
保 年 給 付 戻 金	金 額	81,706	120,754
解 約 返 戻 金	金 額	23,087	61,799
再 保 の 他 返 戻 金	金 額	22,954	73,908
再 保 險 支 払 戻 金	金 額	117,052	195,573
再 保 の 他 返 戻 金	金 額	993	28
再 保 料 率 差 損	料 率 差 損	493	59,467
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	繰 入 額	55,594	72,508
支 払 備 金 繰 入 額	繰 入 額	146,889	54,247
責 任 準 備 金 繰 入 額	繰 入 額	234	-
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	繰 入 額	146,596	54,182
資 産 運 用 利 費 用 息 損	損	58	64
支 払 利 息 損	損	81,530	220,059
支 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	損	820	4,240
有 価 証 券 売 却 損	損	-	8
有 価 証 券 評 価 損	損	907	4,205
有 価 証 券 償 還 損	損	4,308	7,372
有 価 証 券 償 還 損	損	55	67
為 替 差 損	損	63,301	186,903
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	繰 入 額	138	-
貸 付 金 償 却 費 用	費 用	0	0
貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用	費 用	953	1,443
そ の 他 運 用 費 用	費 用	3,389	5,565
特 別 勘 定 資 産 運 用 損 費 用	損 費 用	7,656	10,252
事 業 経 常 費 用	費 用	82,077	151,534
そ の 他 経 常 費 用	費 用	10,343	17,436
経 常 利 益		38,447	32,806
特 別 利 益		2,527	870
固 定 資 産 等 処 分 益	益	6	77
そ の 他 特 別 利 益	益	2,520	793
特 別 損 失		8,205	5,179
固 定 資 産 等 処 分 損	損	270	257
減 損 損 失	損	15	628
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	繰 入 額	7,308	436
そ の 他 特 別 損 失	損	610	3,855
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	繰 入 額	3,887	5,092
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	純 利 益	28,882	23,405
法 人 税 及 び 住 民 税 等	等 額	9,408	8,919
法 人 税 等 調 整 額	額	2,305	2,447
法 人 税 等 合 計	計	11,714	11,366
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	純 利 益	17,168	12,038
少 数 株 主 利 益	益	-	807
中 間 純 利 益		17,168	11,231

注記事項

(中間連結財務諸表の作成方針)

平成23年度中間連結会計期間

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 8社

連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、AIG エジソン生命保険株式会社、エイアイジー・スター生命保険株式会社、ファイナンシャル・アシユアランス・ジャパン株式会社、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合及びプルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合であります。

主要な非連結の子会社及び子法人等は、株式会社エイアイジービジネスサービス、株式会社キャピタルシステムサービス、株式会社クリス、東邦信用保証株式会社、クリスタル・リアルティ有限会社を営業者とする匿名組合及び六本木スカイタワーコーポレーションを営業者とする匿名組合であります。

非連結の子会社及び子法人等は、総資産、売上高、当期損益及び利益剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結の子会社及び子法人等については、それぞれ連結損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間の末日等に関する事項

連結子会社及び子法人等のうち、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合及びプルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であり、当中間連結会計期間の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。ファイナンシャル・アシユアランス・ジャパン株式会社の中間決算日は8月31日であり、同日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の取得により発生したのれんは定額法により59か月間、AIG エジソン生命保険株式会社、エイアイジー・スター生命保険株式会社及びロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合の取得により発生したのれんは定額法により20年間、ファイナンシャル・アシユアランス・ジャパン株式会社の取得により発生したのれんは定額法により5年間でそれぞれ償却しております。

(中間連結貸借対照表関係)

平成23年度中間連結会計期間末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものも含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

平成17年2月1日に合併した旧あおば生命保険株式会社においては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日:平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法:「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格等に奥行補正等の合理的な調整を行って算定しております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

- ①平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
- ③平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

・建物以外

- ①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、9月末日の為替相場により円換算しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

又、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は756百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当中間連結会計期末において発生したと認められる額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員等に対する退職慰労金の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期末において発生したと認められる額を計上しております。

④ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスク又は金利変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び外貨建債券のキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(10) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては当中間連結会計期間に費用処理しております。

(11) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の金額を積み立てております。

(プルデンシャル生命保険株式会社)

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(ジブラルタ生命保険株式会社)

- ① 標準責任準備金の対象契約(ただし平成13年4月2日以前に締結された有配当個人保険及び個人年金保険契約を除く)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額39,223百万円を加え、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)による金額と同額を積み立てております。

- ② 上記①以外の契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額14,407百万円を加え、平準純保険料式による金額と同額を積み立てているほか、48,000百万円を積み立てております。

(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算しております。

(AIG エジソン生命保険株式会社)

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(エイアイジー・スター生命保険株式会社)

- ① 平成19年4月2日以降の新契約

- a. 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- b. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

- ② その他の契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて全期チルメル式(平成13年4月19日以降の新契約については、5年チルメル式)により計算した額に、同社が必要と認めた額を加え、次の方式により計算した金額と同額を積み立てております。

- a. 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- b. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正

- (1) 当中間連結会計期間より、保険業法施行規則の改正に伴い、連結損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。
- (2) 当中間連結会計期間より、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)の改正に伴い、連結損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸付金回収収益を、その他経常収益に含めて表示しております。
- (3) 当期に予定されているジブラルタ生命保険株式会社とその子会社との合併に伴い、重要な不動産信託受益権を有する子会社に合わせ、不動産信託受益権を不動産に準じて処理をすることとしました。
これに伴い、従来買入金銭債権に含めて表示していた不動産信託受益権を有形固定資産及び無形固定資産に含めて表示する方法に変更しております。これにより、従来が表示方法と比較して、買入金銭債権が85,039百万円減少し、有形固定資産が83,498百万円、無形固定資産が1,540百万円増加しております。

平成23年度中間連結会計期間末

3. 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金		215,595	215,595	-
コールローン		86,000	86,000	-
買入金銭債権	満期保有目的の債券 其他有価証券	94,288 38,505	99,151 38,505	4,863 -
有価証券	売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 其他有価証券	151,894 422,060 6,452,689 1,990,211	151,894 427,120 6,903,785 1,990,211	- 5,060 451,095 -
貸付金	保険約款貸付 一般貸付 貸倒引当金	216,456 341,448 △1,036 556,867	216,456 378,149 - 594,605	- 36,701 - 37,737
金融派生商品	ヘッジ会計が適用され ていないもの ヘッジ会計が適用され ているもの	13,064 91,491	13,064 91,491	- -
(借入金)		(272,092)	(279,856)	(7,764)

- ・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- ・負債に計上されているものについては、()で示しております。

- ① 現預金及びコールローンは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 有価証券(買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券として取扱うものを含む)
 - ・ 市場価格のある有価証券
9月末日の市場価格等によっております。
 - ・ 市場価格のない有価証券
合理的に算定された価額による評価を行なっております。

なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。

当該非上場株式の当中間連結会計期末における連結貸借対照表価額は、59,623百万円、組合出資金等の当中間連結会計期間末における連結貸借対照表価額は40,400百万円であります。

- ③ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付金のうち、法人向け貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。

個人向けの住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見込みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乗せして設定しております。

④ 金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション、金利スワップ取引及びクレジット・デフォルト・スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤ 借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乗せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

4. 賃貸等不動産の時価に関する事項

前連結会計年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。

5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は8,098百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は487百万円、延滞債権額は6,449百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額756百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

又、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,162百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は158,720百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

イ.当連結会計年度期首残高	50,480 百万円
ロ.当中間連結会計期間契約者配当金支払額	12,727 百万円
ハ.利息による増加等	64 百万円
ニ.契約者配当準備金繰入額	5,092 百万円
ホ.その他による減少	2 百万円
ヘ.当中間連結会計期間末現在高	42,907 百万円

8. 関係会社(連結される子会社及び子法人等を除く)の株式は27百万円、出資金は10,911百万円であります。

9. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,069百万円であります。

又、担保付き債務の額は38,851百万円であります。

10. 1株当たり純資産額は、289,064,594円65銭であります。

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期末における今後の負担見積額は27,397百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理します。

12. 重要な後発事象

共通支配下の取引等

当社の連結子会社であるジブラルタ生命保険株式会社(以下、「ジブラルタ生命」)、AIG エジソン生命保険株式会社(以下、「エジソン生命」)、エイアイジー・スター生命保険株式会社(以下、「スター生命」)の3社は、平成23年10月11日、各社の取締役会決議を経て、合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

ジブラルタ生命、エジソン生命そしてスター生命はともに、営業社員チャネルを販売のコアチャネルとし、さらに銀行代理店チャネル、一般代理店チャネルを有するマルチ・チャネル会社であり、共通する部分が多々あります。この共通点を活かしつつ、スケールメリット及びシナジー効果を最大限に発揮し、より強い組織とするために3社を合併することとしました。

(2) 合併する会社の概要

(イ) 結合企業(吸収合併存続会社)

商号: ジブラルタ生命保険株式会社
所在地: 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
事業内容: 生命保険業

(ロ) 被結合企業(吸収合併消滅会社)

商号: AIG エジソン生命保険株式会社
所在地: 東京都墨田区太平4-1-3
事業内容: 生命保険業

商号: エイアイジー・スター生命保険株式会社
所在地: 東京都墨田区太平4-1-3
事業内容: 生命保険業

(3) 合併の方法、合併後の会社の概要

平成24年1月1日に、ジブラルタ生命はエジソン生命及びスター生命の権利義務全部を承継して存続し、エジソン生命及びスター生命は解散することを予定しております。

合併後新会社に関する概要は、以下の通りです。

合併期日(予定): 平成24年1月1日
存続会社: ジブラルタ生命保険株式会社
商号: ジブラルタ生命保険株式会社
本社所在地: 〒100-8953 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
資本金: 755億円

(4) 株式の割り当て交付の内容

ジブラルタ生命は、本合併に際して、本合併効力発生日前日の最終のエジソン生命及びスター生命の株式に係る株主名簿に記載又は記録された株主のうち、ジブラルタ生命、エジソン生命及びスター生命を除くエジソン生命及びスター生命の各株主に対して、以下のとおり、ジブラルタ生命の株式を割り当て交付します。なお、ジブラルタ生命はスター生命の発行済普通株式の全てを保有しているため、本合併に際して、スター生命の普通株式を有する株主に対する株式等の交付は行いません。

- ① エジソン生命の普通株式を所有する株主に対して、普通株式9,914株につき、ジブラルタ生命の普通株式80,977株を割り当て交付します。
- ② エジソン生命の優先株式Bを所有する株主に対して、優先株式B1株につき、ジブラルタ生命の優先株式B5株を割り当て交付します。
- ③ エジソン生命の優先株式C、E、G及びHを所有する各株主に対して、各優先株式1株につき、それぞれジブラルタ生命の優先株式C、E、G及びH1株を割り当て交付します。
- ④ スター生命のA種優先株式を所有する各株主に対して、A種優先株式1株につき、ジブラルタ生命の優先株式A1株を割り当て交付します。

(5) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

13. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

平成23年度中間連結会計期間

1. 1株当たり中間純利益は12,328,410円72銭であります。
2. その他特別損失の主なものは、貸付金売却損1,153百万円、希望退職制度に基づく特別退職金2,590百万円であります。
3. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。